

## 告 示

### 埼玉県告示第千九十一号

埼玉県議会令和三年九月定例会において議決された令和三年度埼玉県一般会計補正予算（第十一号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和三年九月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第11号）

令和3年度埼玉県一般会計の補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,466,085千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,468,456,878千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

## 別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		590,312,666	24,224,357	614,537,023
	2 国庫補助金	469,692,873	24,224,357	493,917,230
13 繰越金		500,000	241,728	741,728
	1 繰越金	500,000	241,728	741,728
歳入	合計	2,443,990,793	24,466,085	2,468,456,878

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		94,690,062	6,813	94,696,875
	8 防災費	2,999,231	6,813	3,006,044
7 商工費		272,915,297	24,459,272	297,374,569
	1 商工業費	271,697,093	24,459,272	296,156,365
歳出合計		2,443,990,793	24,466,085	2,468,456,878